

JR総連・貨物労連傘下の日本フレートライナー労組(FL労組)の非民主的な組織運営と決別して昨年5月に結成されたFLユニオンの組合員達が、FL労組を相手に起こした闘争積立金返還請求訴訟の第一回口頭弁論の期日が10月22日に指定された。

FLユニオンが FL労組に公開質問状を発出!

ところで、本訴訟の被告であるFL労組の原田委員長が、『旬刊 ACCESS』第341号のインタビュー記事で、以下のような発言を行っていることは既報のとおりである。

「…さらに、今さら多くは述べたくありませんけれども、施策(積卸業務とフロント業務のロジ会社への移管)の提起と前後して第2組合が結成され、一部幹部社員が不当労働行為を働いた事実もありました。ただ、すでに整理を図った事案ですので、今後の組合員の労働条件をどうしていくか、視線は前向きに据えていきたいと思っています。…FL労組としても、4月の施策実施に伴い、それまで500人を超えていた組合員数が168人になり、…財政規模も約3分の1になったことから、全国的な会議の見直しや旅費・交通費の節減などを迫られています」

ここで述べられている「第2組合」とはFLユニオンを指していることから、旧FLユニオンの杉山委員長(現・南関東ロジスティクス労組委員長)は、この発言は到底看過できないとして、9月26日、FL労組および原田委員長の見解を求める公開質問状を発出した。

公開質問状

1. 貴殿は、FLユニオン結成に際し、「一部幹部社員が不当労働行為を働いた事実もありました」と発言しているが、「一部幹部社員」とは誰を指すのか、また、「不当労働行為を働いた事実」とはいかなる事象を指すのか、具体的に明らかにされたい。
2. 1項の発言は、FLユニオンの結成に際し、会社の支配・介入があったことを意味するのか否か、明らかにされたい。
3. 貴労組『闘争資金規程』第1条では、「日本フレートライナー労働組合は、組合員の生活安定と組合運動の強化・発展に資する為、本規程に基づいて闘争資金積立を実施し、その管理・運営を行うものとする」と定められている。会社の不当労働行為による「第2組合」の結成は、貴労組にとって座視できない重大な問題であると認識するが、「組合運動の強化・発展に資する」ために闘争態勢を確立する考えはないのか明らかにされたい。
4. 「財政規模も約3分の1になったことから、全国的な会議の見直しや旅費・交通費の節減などを迫られています」と言うのであれば、私達が貴労組在籍中に再三指摘していたJR総連共済交付金の不明朗な取り扱いを先ずは是正すべきであると考えますが、見解を明らかにされたい。

JR総連・FL労組は質問に対して真摯に回答すべきである!